

特定非営利活動法人 日本国際親善協会  
役員報酬規程

第1条 目的

この規程は、特定非営利活動法人日本国際親善協会定款第3章第19条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

第2条 定義

この規程において掲げる用語の意義は、当該に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）などの経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条 報酬

役員の数全体の3分の1以下の範囲内で、常勤役員に報酬を支払うことができる。

(1)報酬の額は月額とし、月額10万円以下の範囲で、理事会の議を経て、理事長がこれを定めることができる。

(2)役員に就任した月から報酬を支払うことができる。

(3)役員が退任、又は死亡した場合には、その月分の報酬を支給することができる。

第4条 報酬の支給日

役員の前払の支給日は、毎月末日とする。ただし、当日が休日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

第5条 報酬の支払い

役員の前払は、役員が指定した銀行その他の金融機関の本人名義の前貯金口座へ振り込むことによって行う。ただし法令又は規程に基づき役員の前払から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき前払の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

附則

この規程は、令和5年6月30日から施行する。

# 賃金規程

## 第 1 章 総 則

### 第1条 (目的)

この規定は特定非営利活動法人日本国際親善協会（以下、「協会」という）就業規則第52条により、職員に対する賃金の決定、計算および支払の方法、締切および支払の時期ならびに昇給に関する事項等を定め、賃金制度の明確化と合理的な運営を図ることを目的とする。

### 第2条 (適用範囲)

この規程は、就業規則第5条に規定する職員について適用し、臨時雇用者およびパートタイマーについては別に定める。

嘱託（定年を過ぎてから改めて採用された者）については、この規程の一部または全部を準用するか、あるいは一部を変更する。

### 第3条 (賃金の定義)

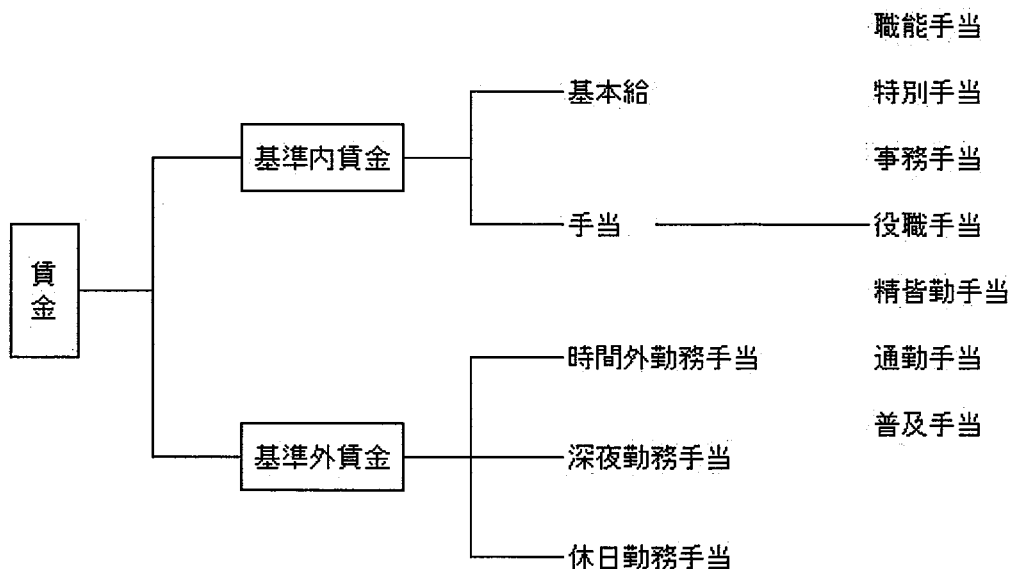
この規程で賃金とは、基準内賃金、基準外賃金、賞与、退職金、その他労働の対償として支払うものをいう。

### 第4条 (本規定に定めのない事項)

本規定に定めのない賃金関係事項は、労働基準法そのた関連諸法令に基づいて労使協議の上定めるものとする。

### 第5条 (賃金の構成と体系)

賃金の構成と体系は、次のとおりとする。



## 第 2 章 賃金の支払い

### 第6条（計算期間）

賃金は毎月21日から翌20日までの1ヶ月を計算期間として計算する。

### 第7条（支払方法）

賃金の支払日は毎月末日とする。ただし、当日が休日にあたる時は、その前日に支払うものとする。

### 第8条（支払方法）

賃金は、職員が指定した銀行その他の金融機関の本人名義の預貯金口座へ振り込むことにより行う。ただし、職員本人がこれに同意しない場合には、金額を通貨によって支払明細書を添えて、直接本人に支払う。

賃金の口座振込を受けようとする職員は、あらかじめ別に定める手続きにより、振込を受ける預貯金の口座を協会に届けなければならない。

協会は、口座振込により賃金を支払うときは、職員が賃金支払日に払出しができるようにする。

### 第9条（賃金からの控除）

賃金支払いの際には、次に掲げるものを控除する。

(1) 法令等で定められたもの（法廷費目）

- ① 所得税
- ② 健康保険料（介護保険料を含む）
- ③ 厚生年金保険料
- ④ 雇用保険料
- ⑤ 住民税

(2) 職員の過半数を代表する者と書面により協定されたもの、および本人より書面にて控除を依頼されたもの

なお、賃金の支払いにあたっては賃金の構成別金額、控除費別金額を記載した賃金明細書を交付する。

### 第10条（退職および死亡時の取扱い）

職員が退職または遺族から賃金の支払請求があったときは、第7条の規程にかかわらず、7日以内に既往の労働に対する賃金を支払う。

職員が死亡した場合、既往の労働に対する賃金の支払いは、労働基準法施行規則第42条から第45条までの遺族補償を受けるべき者に関する規程に準じてこれを行う。

### 第11条（非常支払い）

協会は、次の理由によって本人または権利者から請求があった場合に限り、第7条の定めにかかわらず、賃金支払日の前であっても7日以内に既往の労働に対する賃金を支払う。

- (1) 職員の出産、疾病および災害の場合
- (2) 職員の収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、また災害を受けた場合
- (3) 職員が結婚し、またはその収入によって生計を維持する者が結婚し、もしくは志望した場合
- (4) 職員またはその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷する場合
- (5) 前各号のほか、やむを得ない事情があると協会が認めた場合

### 第12条（基準内賃金）

基準内賃金（基本給、諸手当）は月額により定める。

### 第13条（日割り計算）

賃金計算期間の中途において、次の各号のいずれかに該当したときは、その月の基準内賃金の計算は日割り計算をして支払う

- (1) 入職したとき
- (2) 退職したとき
- (3) 休職したとき
- (4) 復職したとき
- (5) 出勤停止を命じたとき

### 第14条（休職期間中の取扱い）

就業規則第11条により休職する者は当該期間中の賃金は支払わない。

### 第15条（休暇、休職、欠勤等の賃金）

休暇取得、欠勤もしくは休職中の賃金の扱いは次のとおりとする。

- (1) 年次有給休暇 有給扱いとする
- (2) 欠 勤 無断欠勤したときは、当該欠勤日数に応じた賃金を欠勤控除する。あらかじめあるいはやむを得ない事情がある場合に限り、事後であってもマネジメント部責任者（以下「責任者」という）に欠勤の届出もしくは連絡を行い承認を得、本人が希望する場合は、欠勤控除を行わず有給休暇に振り替える。  
ただし、振り替えを希望しない場合の欠勤、または有給休暇完全消化後の欠勤については、振り替えを行わず欠勤控除を行う。  
欠勤控除は、1時間あたりの賃金額に欠勤した時間数を乗じた額とする。
- (3) 遅刻・早退 一賃金計算期間中の遅刻・早退時間についての控除は、1時間あたりの賃金に当該遅刻、早退の合計時間を乗じた額とする

- (4) 就業規則第36条表3第1号から第6号までの特別休暇  
有給扱いとする
- (5) 生理休暇  
無給扱いとする
- (6) 産前産後休暇  
無給扱いとする。当該期間は健康保険法より出産手当金が支給される。  
ただし、産後休暇前後の中途月の勤務に対しては、日割計算の上、賃金を支払う

#### **第16条（負傷疾病による欠勤の扱い）**

職員が業務上負傷し、または疾病にかかり休職し、労働者災害補償保険法の休業補償給付を受ける場合、休業3日目までは労働基準法規程の平均賃金の60%を支給する。

#### **第17条（割増賃金の計算における端数処理）**

1時間あたりの賃金額および割り増し賃金額に円未満の端数が生じた場合は、50銭未満端数を切り捨て、50銭以上は1円に切り上げる。

1ヶ月の時間外労働、休日労働、深夜労働の割増賃金総額に1円未満の端数が生じた場合は、50銭未満端数を切り捨て、50銭以上は1円に切り上げる。

割増賃金支給額算定にあたっては、第6条の計算期間の時間外勤務時間の合計を30分未満を切り捨て、30分以上を切り上げにより時間単価に換算の上、これに支給単価を乗じて求める。

## **第 3 章 基準内賃金**

#### **第18条（基本給）**

基本給は、次に掲げる要素を総合的に判断して決定する。

- (1) 本人の職務遂行能力および業務経験（習熟度）
- (2) 本人の業務成績（結果）
- (3) 職務の種類
- (4) 本人の年齢および勤続年数

#### **第19条（役職手当）**

役職手当は、リーダー、マネジャー、その他管理監督の地位にある職員に対して支払う。

#### **第20条（職能特別手当）**

職能および特別手当は、職務遂行能力等により支払う。

#### **第21条（事務手当）**

事務手当は、一般職員に対し支払う

## 第22条（普及手当）

普及手当は、普及職を担当する職員に対し支払う。

## 第23条（通勤手当）

所定の公共交通機関等を利用して通勤する職員に対しては、1ヶ月分定期代金を支払う。ただし、1課月相当額が非課税限度額である月額100,000円を超える場合は、月額100,000円を限度として支給する。

通勤手当の支給を希望する者は、協会指定の申請書に利用する交通機関名および1ヶ月定期代金等所定事項を明記の上、あらかじめ協会に提出しなければならない。

定期代を支給された後、当該定期代金に過不足が生じた場合は、遅滞なく協会に報告の上、過不足精算をしなければならない。

中途入職の場合は、当該月は1か月分の通勤手当代を支給し、退職月にはこれを支給しない。

## 第24条（精皆勤手当）

精皆勤手当は、一賃金計算期間における無欠勤者に対して月額10,000円を支給する

# 第 4 章 基準外賃金

## 第25条（定義）

1. 時間外勤務手当は就業規則第23条の所定労働時間外に勤務をおこなった場合に支給する。
2. 休日勤務手当は就業規則第29条の法定休日（当協会においては日曜日）に勤務した場合に支給する。  
土曜日あるいは祝祭日勤務については第1項の時間外勤務手当を支給し、休日勤務手当は支給しない。
3. 深夜勤務手当は深夜勤務（22：00から翌日5：00まで）をおこなった場合に支給する。
4. 時間外勤務または休日勤務が深夜に及んだ場合には時間外勤務手当または休日勤務手当と深夜勤務手当を併給する。

## 第26条（支給単価等）

時間外勤務手当の1時間あたりの支給単価は、第27条に定める割増賃金基礎額に1.25を乗じた額とし、法定休日（日曜日）勤務手当の1時間あたりの支給単価は、同条に定める割増賃金基礎額に1.35を乗じた額とする。

また、深夜勤務手当についての1時間あたりの支給単価は、同条に定める割増賃金基礎額に0.25を乗じた額とし、時間外勤務あるいは休日勤務が深夜勤務と重なる場合は、それぞれの額を併給する。

### 第27条（割増賃金の基礎算定額の定義）

時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日勤務手当の算定にあたっては、第28条に定める賃金項目の月額合計を第29条に定める月間所定労働時間数で除して求めた時間あたり賃金額を基礎額とする。

### 第28条（基礎額に算入する賃金項目）

基準内賃金（ただし、通勤手当は除く）

### 第29条（基礎額算定上の所定労働時間）

$$\frac{\text{年間の所定労働日数（365日一年間所定休日）} \times 8 \text{時間}}{12 \text{（月）}}$$

上式で求めた時間数を月間平均所定労働時間数とする。

### 第30条（休業手当）

職員が、協会の責めに事由により休業した場合においては、休業1日につき労働基準法に定める平均賃金の100分の60を支払う。

## 第5章 昇 給

### 第31条（定期昇給、ベースアップ）

- (1) 定期昇給 毎年6月に職務成績が良好の者について行う。ただし、協会の業績不振の場合又は協会が損害を被った場合は、定期昇給を延期又は中止することがある。
- なお、12月1日以降の入社の者については、次年度の昇給は原則として行わない。
- (2) ベースアップ 毎年6月に賃金支払い能力、世間相場を総合勘案し、総賃金上昇原資から定期昇給原資を差し引いた差額をベースアップにあて、各賃金表を書き替えることにより行う。

## 第6章 賞 与

### 第32条（賞与）

賞与は、職員が協会の業績向上のために協力した貢献に対し、職員個別の勤務実績に応じて協会が支給するものである。ただし、協会の業績が著しく悪化したときはこの限りではない。

### 第33条（賞与の種類と支払時期）

賞与は、普通賞与とする。

普通賞与は、協会の業績に応じて毎年2回、8月と12月に支給する。

### 第34条（賞与の査定対象期間）

賞与の査定対象期間は、次のとおりとする。

夏季賞与：前年 10月21日 ～ 当年 4月20日

冬季賞与：前年 4月21日 ～ 当年 10月20日

### 第35条（支給対象者）

普通賞与は、支給日に在籍している者に対して支給する。

2. 前項の規程に関わらず、次の各号の一に該当する者には支給することがある。
  1. 支給日直前に定年で退職した者
  2. 支給日直前に死亡した者。この場合は遺族に対して支給する。
3. 第1項の規程に関わらず、次の各号に該当する者には支給しないか、または一部しか支給しないことがある。
  1. 期間の末日が採用されてから6か月以内であった者
  2. 期間内の勤務日数が所定勤務日数の6割以内であった者（業務上傷病による休暇および産前産後休暇による者を含む）
  3. 期間中に休職していた者および期間中に休職してそのまま期間を経過した者
  4. 業績又は勤務態度が著しく不良の者
  5. 前回支給日以後、今回支給日までに就業規則第56条により処分を受けた者
  6. その他支給が不相当と認められた者。

### 第36条（賞与の算出基準）

賞与は査定対象期間における次の要素を考課の上、決定する。

1. 経營業績（期間内業績および経営の見通し）
2. 本人業績
3. 習熟度合
4. 勤務態度
5. 勤怠成績
6. その他

### 附 則

1. この規程は、平成21年4月1日より施行する
2. この規程は改廃する場合には、職員の過半数を代表する者の意見を聴いて行う。



3 この規程は、令和3年3月17日より施行する。

【出張手当】

1日以上出張する場合には、次の区分により一定額を支給する。

役職	日当
部長	
課長	
係長	3,500円
主任・班長	3,000円
一般社員	2,500円

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人日本国際親善協会	事業年度	令和4年4月1日～令和5年3月31日
-----	-------------------	------	--------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
入会金収入	60,000 円
正会員受取会費	133,367 円
賛助会員受取会費	37,080 円
法人会員受取会費	90,000 円
受取寄附金	3,980,670 円
国際交流事業収益	424,276 円
その他の事業収益	150,000 円
受取利息	20 円
雑収益	100,000 円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	4,975,413 円

## (2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	0 円

## (3) その他

なし







4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup>(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
なし					

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	2022年 4月1日 ～2023年 3月 31日
------	--------------------------

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
0人	0円



認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人日本国際親善協会	チェック欄
-----	-------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
  - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

レ

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	令和4年4月1日～5年3月31日	13人	0人	0%	3人	23%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑦	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。



第3表 (次葉)

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人日本国際親善協会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		13人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		3人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
伊瀬 洋昭		理事		○							平成25年9月9日
池田 節子		理事		○							平成14年6月3日
三宅 義信		理事		○							平成22年6月30日
和田 正哉		理事		○							平成25年12月16日
田倉 貴弥		理事		○							平成26年12月16日
渡邊 敬子		理事		○							平成27年3月12日
岡島 加夜		理事		○							平成28年6月5日
西尾 友子		理事		○							平成29年6月6日
佐藤 容代		理事		○							令和2年3月19日
野口文代		理事		○							令和2年3月19日
ゴ・ホアン・アイン		理事		○							令和2年3月19日
グエン・テイ・ユウ		理事		○							令和4年6月29日
山際 栄一		監事		○							令和2年3月19日

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人日本国際親善協会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(会計王)使用 二穴ファイル	随時	7年
現金出納帳	Excel 使用 二穴ファイル	随時	7年
預金出納帳	Excel 使用 二穴ファイル	随時	7年

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人日本国際親善協会	チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		レ

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人日本国際親善協会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		レ
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人日本国際親善協会
-----	-------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
レ						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人日本国際親善協会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		レ
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
二	暴力団の構成員等の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>